

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十九号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成十四年広島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中四十九の項を五十三の項とし、四十八の項を五十二の項とし、同項の前に次の二項を加える。

五十 県民のがんのり患、転帰その他の状況を把握するための地域がん登録に登録され

たがん患者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

五十一 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第六十一号）第二条第一項に

規定する未帰還者（同条第二項により未帰還者とみなされる者を含む。）のうち、旧

ソビエト社会主義共和国連邦の地域内にあるものの遺族の生存の事実又は氏名若しく

は住所の確認

別表第一中四十七の項を四十九の項とし、二十二の項から四十六の項までを二項ずつ繰り下げ、二十一の項の次に次の二項を加える。

二十二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第六十九条の二第一項の登録の申請

の受理又はその申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二十三 介護保険法第六十九条の四の届出の受理又はその届出に係る事実についての審

査

別表第二教育委員会の項の次に次のように加える。

公安委員会

- | |
|--|
| <p>一 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第五十一条の四第四項本文の規定による放置違反金の納付命令を受けるべき者又はその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</p> <p>二 道路交通法第五十一条の四第六項の規定による通知を受ける者又はその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</p> <p>三 道路交通法第五十一条の四第十三項の規定により督促の対象となる者（督促を受けた者を含む。）又はその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</p> |
|--|

この条例は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。